年金のお知らせ

◇平成30年度の国民年金保険料は1万6340円です

平成30年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において、1万6900円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく平成30年度の保険料改定率0・967を乗じることにより、1万6340円となりました。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期内に納めましょう。

◇国民年金保険料の納付は、前納がお得です！

平成29年4月より、口座振替に加え、現金（納付書）納付・クレジットカード納付でも2年前納を行うことができます。現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら1万4420円、1年前納なら3480円、6か月前納でも800円の割引になります。

口座振替およびクレジットカード納付による平成30年4月からの前納の新規申込みは終了していますが、現金（納付書）での納付はまだ間に合いますので、青梅年金事務所へお問い合わせください。

◇マイナンバー（個人番号）による年金関係届出について

これまで基礎年金番号を記載して届け出ていただいていた各種届出・申請について、平成30年3月5日からマイナンバーを記載して届け出ていただくことになりました。

また、日本年金機構においてマイナンバーが登録されている方の住所変更届や氏名変更届等の提出は不要となります。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/

※問い合わせは、青梅年金事務所☎30－3410
住民課☎83－2182

住民課のお知らせ

平成30年度 固定資産価格の縦覧 固定資産課税台帳の閲覧 について

◎「固定資産価格の縦覧」

今年度の土地・家屋の価格が自由にご覧になれます。

この縦覧制度により、期間中に限り納税者の方が所有する土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

〔縦覧期限〕
5月31日（木）まで（ただし、閉庁日を除く）

〔縦覧時間〕
午前8時30分～
午後5時15分

〔縦覧場所〕住民課窓口

〔縦覧できる方〕町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

◎「固定資産課税台帳の閲覧」

固定資産課税台帳は、年間を通じて閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

〔閲覧場所〕住民課窓口

〔閲覧できる方と閲覧範囲〕

固定資産税の納税義務者～本人が所有している固定資産
借地・借家人の方～借地・借家対象の固定資産
（縦覧や閲覧の申請に際して必要なもの）
本人の場合・・・運転免許証など本人確認のできるもの
代理人の場合・・・委任状および代理人の本人確認のできるもの
＊同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同様となります。
借地・借家人の場合・・賃貸借契約書またはその写し、本人確認のできるもの
＊固定資産税の納税通知書は、5月初旬に発送する予定です。

※問い合わせは、住民課☎83－2190

カット